

平成28年9月7日
警 察 庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第三回）

日 時：平成28年9月7日（水）午後5時から午後5時35分までの間

場 所：中央合同庁舎第8号館5階 共用会議室C（520）

出席者：

議 長 国家公安委員会委員長 松本純
内閣官房内閣審議官 内藤尚志
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 西崎文平
内閣府男女共同参画局長 武川恵子
警察庁生活安全局長 種谷良二
総務省総合通信基盤局長 富永 昌彦
法務省大臣官房審議官（刑事局担当） 加藤俊治
法務省人権擁護局長 萩本修
外務省総合外交政策局審議官 水嶋光一
文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 神山修
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 吉田学
経済産業省商務情報政策局審議官 竹内芳明

概 要：

○ 議長開会挨拶

- ・ 児童の性的搾取等は、次世代を担う児童の心身に有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、決して許されるものではないが、児童の性的搾取等に係る情勢は、深刻さを増している。昨年の児童ポルノ事犯の送致件数、送致人員及び被害児童数は、いずれも統計を取り始めて以降最多を更新し、また、抵抗するすべを持たない低年齢児童を被害者とするなどの悪質な事件も後を絶たない状況である。また、コミュニティサイト等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も依然多く認められるほか、児童の性に着目した新たな形態の営業が次々に出現している。このような情勢の中、現象面にとらわれて対症療法的な取組を講ずるのみでは、事態の抜本的な改善には到底結び付かないということを、強く認識しなければならない。
- ・ 児童ポルノについては、先般、第三次児童ポルノ排除総合対策が決定されたが、

児童ポルノ以外の児童の性的搾取等については、一から新たな総合対策を創り上げることとなり、各府省庁が広い視野を持ち、家庭や社会に内在する要因にまで踏み込んで、必要な対策を講ずる必要がある。

- ・ 当該基本計画が、各府省庁の幅広い取組を網羅した、総合対策の名に恥じない多角的かつ包括的なものとなるよう、十分な意見交換を行ってほしい。

○ 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画骨子（案）」について

- ・ 政府を挙げて児童の性的搾取の撲滅に取り組むため、各府省庁の関係施策を幅広く網羅した包括的な基本計画となるよう、基本計画の骨子については、多角的な視点が反映されたものとする必要がある。
- ・ 骨子事項1は、被害の通報促進や加害者の根絶に向け、国民各層に向けた広報啓発により、児童の性的搾取を許さない世論を喚起するとともに、国際社会への情報発信や国際社会との連携を強化する趣旨。
- ・ 骨子事項2は、児童や保護者に対する教育啓発や、子育て・生活支援を通じて、児童の居場所を確保し、性的搾取の場に身を投じることによる被害を防ぐ取組を推進する趣旨。
- ・ 骨子事項3は、インターネット上の違法・有害情報の流通・閲覧防止対策を始めとして、スマートフォン等児童の性的搾取等に使用されるツールや場所などといったハード面に対する対策を推進する趣旨。
- ・ 骨子事項4は、被害の潜在化を防ぎ、被害児童を迅速に発見して保護するための環境の整備と、関係機関等が連携した包括的かつ継続的な支援を推進する趣旨。
- ・ 骨子事項5は、被害情勢に即してあらゆる法令を駆使して的確な取締りを進めるとともに、再犯の危険性の高い加害者については、更生のための措置も含めて対応する趣旨。
- ・ 骨子事項6は、諸対策を推進するために、予算や人員、装備資機材の確保、人材育成等の体制整備を行う趣旨。
- ・ 第一次及び第二次の児童ポルノ排除総合対策がそうであったように、今回の基本計画についても、刻々と変化する情勢に的確に対応するため、平成29年度から平成31年度までの3か年を計画対象期間とすることを念頭に施策の検討をした。

○ 「「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」への参画について」について

- ・ この枠組みは、オンライン上の児童の性的搾取に対し、各国政府や民間企業等

が協力して対策に当たるための国際的な連携の枠組みであり、これまで米国・EU主導のものと英国主導のもの二つが存在し、我が国は両者共に参画してきたが、この度、両者が統合され、新しい連携の枠組みが設立されることとなった。これに伴い、我が国に対して新たな枠組みへの参加の有無及び参加する場合に我が国において当該枠組みを主導する大臣等について照会がなされている。

- ・ オンライン上の児童の性的搾取については、我が国としても積極的に対策に当たるべき分野であり、かつ、従来の枠組みにも参画してきたことから、引き続き、新たな枠組みにも参加することとし、国内において本枠組みを主導する大臣を国家公安委員会委員長とし、主導する府省庁を警察庁とすることとしたい。

○ 関係府省庁発言

・ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

内閣府は、青少年の健全育成のための広報啓発活動を行っているところ、毎年11月に行っている官民連携しての国民運動である「子供・若者育成支援強調月間」においても、子供を犯罪や有害環境等から守るための取組を重点の一つとして進めたいと考えており、当該月間の関連事業として「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」を開催するなど、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上を図っていく。また、コミュニティサイト等の利用に起因した児童の性的被害のほか、児童の性的搾取の多くにインターネットの利用が絡んでいるという問題意識を内閣府も共有している。総務省及び経済産業省といわゆる「青少年インターネット環境整備法」を共管し、また、両省に加えて、警察庁、文部科学省等とも連携して、昨年7月に決定された「第3次青少年インターネット環境整備基本計画」に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう各種施策を推進している。引き続き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携し、青少年や保護者のインターネット・リテラシーの向上、有害情報に触れる機会を少なくするためのフィルタリングの普及等を通じて、インターネットの利用に関連した児童の性的搾取被害の予防・拡大防止対策に取り組んでいく。

・ 総務省総合通信基盤局長

スマートフォンの利用率は高校生は9割、中学生は4割を超えているという現状があるなど通信環境が多様化している中で、性的搾取等の被害を防ぐためには、基本計画の骨子事項でも示されているとおり、児童が安全安心にインターネットを利用できる環境の整備や、性的搾取等に使用されるツール等に着目した対策が重要であると認識している。総務省としては、携帯電話事業者により提供される

青少年のフィルタリングサービスの利用について、販売店の店頭での説明の徹底等を通じて、利用率の更なる向上を目指していくとともに、インターネット利用において正しいリスク認識を持つことが重要であるため、関係府省庁と連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」や「e-ネットキャラバン」等の各種啓発活動を引き続き実施し、保護者や青少年のリテラシーの向上を図っていく。そのほか、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策として、民間事業者団体による自主的な削除について規定するガイドライン等の運用の支援やブロッキングの自主的な導入の促進、実効性向上に向けた支援等必要な対策を行ってきたところであるが、民間事業者による自主的な取組が効果的に行われるよう、引き続き適切に支援を行っていく。関係府省庁と連携を取りつつ、様々な取組を引き続き推進していきたい。

・ **経済産業省商務情報政策局審議官**

様々なインターネット接続機器が普及し、インターネット環境は日々刻々と変化しているが、若者が利用するインターネット接続機器にフィルタリングが確実に利用できることを確認していくことが重要であると考えている。そのため、毎年5月と11月、インターネット接続機器のフィルタリング等の対応状況について調査を実施しており、前回の調査ではフィルタリング対応が必要な機器については100%措置済みであることを確認した。今後も、継続して調査を実施していきたい。他方、インターネット接続機器にフィルタリング機能が備わっていても、機器を利用する保護者や児童がフィルタリングの重要性を理解し、フィルタリングを正しく利用しないと意味がない。特に保護者に対しては、フィルタリングの重要性に関する普及啓発を実施しており、引き続き、より充実した講習会を実施していきたい。インターネット環境が変化を続ける社会であることを踏まえ、日々取組を見直しながら、各府省庁・民間事業者とも連携し、性的搾取等の被害者ゼロを目指し、引き続き各種取組を実行していきたい。

・ **内閣府男女共同参画局長**

児童の性的搾取等に係る対策は、今年3月の国連女子差別撤廃委員会の最終見解や国会において指摘を受けている。内閣府男女共同参画局においては、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、「女性に対する暴力をなくす運動」や人身取引対策推進のための広報・啓発活動を推進し、児童の性的搾取等を含む女性に対する暴力の根絶に取り組んでいるほか、男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会において、いわゆるJKビジ

ネスの実態把握を行うため、ヒアリング調査を始めたところであり、来年1月には、現状と課題について整理し、取りまとめを行う予定である。今後、児童の性的搾取等対策の基本計画の策定にも適切にいかしていけるよう、関係府省庁と緊密な連携を図っていきたい。

- ・ **法務省大臣官房審議官（刑事局担当）**

検察においては、児童に対する性的搾取等の事犯に対し、児童ポルノ禁止法を含め関係法令を駆使するなどし、法と証拠に基づき、厳正な科刑の実現に努めている。また、各地方検察庁においては、児童が被害者等である事件についての相談窓口を作り、警察、児童相談所と緊密な連携を図るなどし、児童の心理的負担等に配慮した対応方針を検討する取組を行っている。そのほか、法務省において、検察官に対して児童ポルノに係る関係法令等に関する講義を実施するなどして、児童の性的搾取等の事案に対する検察官の意識の更なる向上を図っている。法務省刑事局としては、基本計画の骨子の趣旨を踏まえながら、引き続き、関係府省庁の皆様と緊密な連携を図り、被害児童の権利を擁護するとともに、児童の性的搾取等を撲滅するための対策に積極的に取り組んでいきたい。

- ・ **外務省総合外交政策局審議官**

昨年10月に児童売買、児童買春、児童ポルノ国連特別報告者が来日し、その報告書が本年3月に公表され、その中で政府の取組等について指摘がなされている。我が国の取組について国際社会の関心が存在する中で、本件基本計画の策定を進めていくことは、国際社会への発信として時宜にかなったものである。骨子にある「国際社会との連携」について、児童の権利条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する同条約選択議定書につき、その実施の確保や政府報告等を通じた我が国の取組の発信に引き続き努めていく。また、本年6月、同条約に基づいて設置されている児童の権利に関する委員会の委員に我が国初の候補として大谷美紀子氏が当選し、来年3月に就任予定である。我が国の委員が同委員会の活動に貢献することは、人権外交を積極的に推進する我が国にとって重要な意義を有しており、こうした貢献も引き続き重視していく。「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」については、こうした国際会議の場で我が国の取組の発信に努めることは極めて重要であり、会議への積極的な貢献に向けて大いに協力する。

- ・ **文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）**

文部科学省としては、情報モラル教育の一層の充実や、家庭におけるルールづくりの重要性に関する普及・啓発の強化など様々な取組を行っている。具体的には、情報モラルを身に付けるための学習の充実、携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料リーフレットの配布、関係省庁や団体が連携した子供たちのインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座の実施、地域における取組体制の構築、保護者に対する普及啓発などを総合的に取り組んでいる。そのほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の整備等、被害児童に対する支援の充実、担当職員の能力の向上対策等も行っている。関係省庁や関係団体と連携しながら取組を強化していく。

・ **法務省人権擁護局長**

法務省の人権擁護機関では、児童に関する人権問題専用の電話相談窓口「子どもの人権110番」やメールでの相談を受け付ける「SOS-eメール」を設置し、また、全国の小中学生に対しては、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなどの取組を行うとともに、これらの窓口の周知・広報に努めている。また、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を講じている。このほか、インターネットを通じた児童ポルノ被害の問題を盛り込んだ啓発冊子を用いた啓発活動を実施している。児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上、及び被害児童の迅速な保護に向けて、引き続きこれらの施策を着実に推進していく。

・ **厚生労働省雇用均等・児童家庭局長**

骨子事項2の「児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援」に資するものとしては、経済的困難を背景として性的搾取等の被害を受ける事案が見られることから、昨年末、決定された「すくすくサポートプロジェクト」の中にひとり親家庭等の困難を抱える家庭の支援や若者の就労の支援を盛り込んでおり、厚生労働省においても着実に取組を推進している。

骨子事項4の「被害児童の迅速な保護と被害からの立ち直り支援」の観点からは、性的搾取等の被害を受けた児童に対し、児童相談所における保護・支援を行うとともに、関係職員の意識啓発や資質向上、現場における検察や警察等広く関係機関との連携に取り組んでいる。

これらの観点を柱に、基本計画の策定に参画していく。

・ **内閣官房内閣審議官**

内閣官房は、犯罪対策閣僚会議の庶務を行っており、本年7月には、「第三次児童ポルノ排除総合対策」を決定したところである。また、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、「児童の性的搾取に対する厳正な対応」を含む人身取引の防止・撲滅、被害者の保護等に関する取組が関係省庁において適切に進められるよう、これらの総合調整を行っている。引き続き、児童の性的搾取等に係る対策を推進していく。

・ **警察庁生活安全局長**

児童の性的搾取等事犯については、事柄の性質上、被害の相談・申告をできない児童等が相当数に上ると思われる。警察が把握している被害は、氷山の一角なのではないかとも懸念され、先日、国家公安委員会に報告した際にも、相談しやすい環境を整備する必要がある旨の指摘を改めて受けたところであり、警察としても相談対応の強化を図っていく。各府省庁においても、各府省庁や自治体等により設置されている相談窓口について一層の周知を図っていくとともに、児童等が被害の相談・申告をしやすい環境の整備に関する施策を広く検討し、基本計画に反映させていただきよう願います。

2点目として、取締りに関し、刑事司法改革関連法の成立を踏まえた、一定の組織性を有する児童ポルノ事犯に対する通信傍受の適正かつ効果的な活用を含め、あらゆる法令を駆使するなどして的確な取締りを推進し、児童の性的搾取事犯による被害の拡大防止に努めていきたい。

基本計画については、国家公安委員会が児童の性的搾取等に係る対策に関する政府内の総合調整を担うこととなったことを契機として初めて策定するものであるため、警察庁として、幅広く情報収集を行いながら、引き続き各府省庁と緊密に意見交換を行って、積極的に作業を主導していきたい。

○ **議長閉会前挨拶**

・ 児童の性的搾取等は現在も深刻な情勢にあるという認識の下に、スピード感を持って、その撲滅と被害児童の権利の擁護に政府を挙げて取り組まなければならない。各府省庁においては、今後の基本計画の策定に当たり、有識者へのヒアリング結果を踏まえつつ、これまで児童の性的搾取等に係る対策としては意識してこなかった取組についても広く検討の^そ俎上に載せ、児童、児童の保護者、加害者、性的搾取等に用いられるツール等のそれぞれに着目した多角的かつ包括的な基本計画とな

るよう、積極的な対応をお願いしたい。

以上